

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

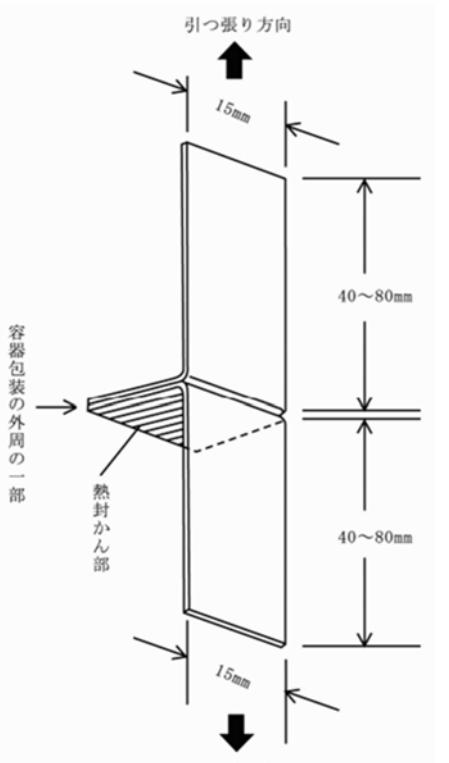
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																	
16類	<p>1. 「気密容器」の解釈について</p> <p>関税率表第16類において、「気密容器」とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全に遮断できる容器をいう。 通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。 イ～ホ（省略） ヘ そ の 他：プラスチックフィルム等から成る容器であっても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。</p> <p>(プラスチックフィルム等から成る気密容器の基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>酸素透過度</td><td>温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h} \cdot \text{atm}$ 以下であること</td></tr> <tr> <td>密封部の強度</td><td>密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとつて開き、その開いた両端を毎分 $300 \pm 20\text{mm}$ の速度で引っ張り、熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定した値が 23N 以上であること</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	状態	(省略)	酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h} \cdot \text{atm}$ 以下であること	密封部の強度	密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとつて開き、その開いた両端を毎分 $300 \pm 20\text{mm}$ の速度で引っ張り、熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定した値が 23N 以上であること	16類	<p>1. 「気密容器」の解釈について</p> <p>関税率表第16類において、「気密容器」とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全に遮断できる容器をいう。 通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。 イ～ホ（同左） ヘ そ の 他：プラスチックフィルム等からなる容器であっても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。</p> <p>(プラスチックフィルム等からなる気密容器の基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>酸素透過度</td><td>温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h}$ 以下であること</td></tr> <tr> <td>密封部の強度</td><td>熱封かん強度試験で測定された値が 23N 以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	状態	(同左)	酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h}$ 以下であること	密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が 23N 以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）
項目	基準																		
状態	(省略)																		
酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h} \cdot \text{atm}$ 以下であること																		
密封部の強度	密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとつて開き、その開いた両端を毎分 $300 \pm 20\text{mm}$ の速度で引っ張り、熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定した値が 23N 以上であること																		
項目	基準																		
状態	(同左)																		
酸素透過度	温度20°C、乾燥状態において $1\text{ml}/\text{m}^2 \cdot 24\text{h}$ 以下であること																		
密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が 23N 以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）																		

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前	
2105.00	<p>1. アイスクリーム</p> <p><u>輸入統計品目表第 2105.00 号の国内細分において「アイスクリーム」</u>には、生乳、牛乳もしくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもののうち、乳固体分 3.0%以上を含むものを分類する。</p> <p>なお、アイスクリーム用のミックス及びベース等通常その</p>  <p>The diagram illustrates a vertical container, likely a carton, with various dimensions labeled. At the top, there is a vertical dimension of 15mm. Below this, there are two horizontal dimensions of 40~80mm each, indicating the width of the flaps or tabs. At the bottom, another vertical dimension of 15mm is shown. Arrows indicate the '引つ張り方向' (pull-up direction) at both the top and bottom edges. A label '熱封かん部' (heat-sealed part) points to the middle section where the flaps meet.</p>	<p>1. アイスクリーム</p> <p>アイスクリームには、生乳、牛乳もしくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもののうち、乳固体分 3.0%以上を含むもの（発酵乳を除く。）を分類する。</p> <p>ただし、アイスクリーム用のミックス及びベース等通常そのままでは食用に供さないものを除く。</p>	2105.00	

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926.90	<p>ままで食用に供さないもの並びに冷凍したヨーグルトは第21.05項には分類されないことに留意する。</p> <p>2. 押出成形された網地の分類例規について</p> <p>国際分類例規 3926.90 「1. 網地」は、押出成形によって作られたプラスチックの網地が同号に分類されることを示している。</p> <p>押出成形による製網方法の一つに、円筒形で側面に穴が開いた内部ダイ及び外部ダイが逆方向に回転しながらプラスチックを射出して網目を作る方法がある。この時、両方のダイのノズルが重なるごとに射出されたフィラメントが交差して節ができる。</p> <p>このような押出成形によって作られたプラスチックの網地は、フィラメントの太さにかかわらず同号に分類される。</p>	3926.90	<p>2. 押出成型された網地の分類例規について</p> <p>(解説)</p> <p>分類例規第1編中第3926.90号の1「網地」の解説は次によることとする。「押出成型によって作られたプラスチックの網地で、管状又は偏平なものをいい、フィラメントの太さは問わないものとする。」</p> <p>なお、O・P 設定の際の事例としては、次のものがあつた。</p> <p>円筒形の内部ダイと外部ダイを逆方向に回転させながら、プラスチックを射出させてメッシュを作るもので、内部ダイ及び外部ダイのノズルが重なるごとに節ができるものである。</p>
4409.10 ~ 4409.29	<p>1. 引抜材</p> <p>関税率表第4409.10号、第4409.21号、第4409.22号及び第4409.29号において「引抜材」とは、その製法にかかわらず、横断面が円形で、楊枝、木くぎ、竹串又はダボ（家具等の結合部に用いるもの）の製造に使用されるような細長い棒状のものをいう。</p> <p>なお、端をとがらせたものは第44.09項には分類されないと留意する。</p>	4409.21	<p>(新規)</p> <p>1. 竹製の串</p> <p>本品は、竹の細い引抜材を定寸（約10~15センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串刺しに使用される。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工が<u>施されていないため</u>、第44.09項に属し、竹製の引抜材として第4409.21号-1に分類される。</p> <p>一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるため、第44.21項に属し、竹製の串として第4421.91号-1に分類される。</p>	<p>定寸に切ったもの 第4409.21号-1 <u>一端を削ってとがらせたもの 第4421.91号-1</u></p> <p>定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として第4409.21号-1に属する。</p> <p>一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第4421.91号-1に属する。</p>